

第Ⅱ章 平城宮の沿革と現状

1 沿革

A 平城宮の造営

平城遷都が行われたのは和銅3年(710)3月のことである(統紀)。これよりさき和銅元年(708)2月遷都の詔が発せられ、平城の地が「四禽図に叶い、三山鎮を作し、亀篋並び従う」絶好の場所であることを賞し、また「制度の宜しき、後に加えざらしめよ」と都城の計画的な造営が提示された。ついで同年9月造平城京司長官以下が任命されている。「長官」正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂、従四位下多治比真人池守、「次官」従五位下中臣朝臣人足、小野朝臣広人、小野朝臣馬養、「大匠」従五位下坂上忌寸忍熊、ほか判官7人、主典4人である。これらのうち、阿倍朝臣宿奈麻呂が押勝伝に「大納言阿倍少麻呂に従つて算を学ぶ」(統紀宝字8・9)とあるように算術にたけた人物であつたことは注意されるし、また次官の中に小野氏が2人もはいつているのは異例のことである*。岸俊男はその理由を小野氏はワニ氏と同族であるから、平城宮の地に特別な関係(本貫地?)があつたことよるとした**。

平城遷都

平城遷都を策したものはよくいわれる如く当時右大臣の地位にあつた藤原不比等である。大宝律令の編纂に象徴的にみられる律令体制の確立とそれをおしすすめる新興貴族の抬頭、その最頂点に位していたのが不比等であつた。

不比等と平城京

飛鳥古京を去つて、平城に都城が造営されることには大和旧氏族の激しい抵抗があつたと推測されるだけに、平城遷都のもつ革新的意義は高く評価しなければならない。当時漸く全国的な視野にたつ都城が要請されていたのである。調庸物の収取一つをとつて考えても、畿内にしか交通網をもたない狭隘な飛鳥では、その貢進は不便極まるものであつたが、淀川・泉川の2大河川を利用することによつて、平城京は全国の交通路と結びつくことができたのである。和銅4(711)・5年(712)の両年にわたつて、律令制度の徹底化を示す詔が発せられていることも偶然なことではなからう。(統紀和銅4・7、和銅5・5)

造平城京司は、都城の設定・整地・街路割などをつかさどつた臨時の官である。和銅元年(708)11月宮城内に入る菅原の地の民90余家を遷しているなどは、造京司の仕事である。これに対して宮殿の造営・修理をつかさどるのが常置の造宮官(職・省)である***。造宮官が活動を開始したのは、平城宮地の鎮祭が行われた元年(708)12月以後のことであろう。

造平城京司

2年(709)に入つて8月から9月にかけて平城宮行幸のことがあり、造宮に関係したものに授位賜物のことがみえるから、この頃におそらく内裏に関する建物は一部できあがつていたのであろう。

* 催造司監にも小野朝臣牛養が任ぜられている。
(統紀天平2・9)

会篇『律令国家の基礎構造』昭36

*** 井上薫「造宮省と造宮官」『日本古代の政治と宗教』昭36

** 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」大阪歴史学

2年(709)12月再び平城宮行幸があつて還幸のことがみえないことをもつて、翌3年(710)の元日朝儀につかわれた大極殿を平城宮のものとする説があるが*、僅々1年程で大極殿・朝堂の竣工を考えることは無理ではあるまいか。和銅3年(710)3月遷都後、大極殿のみえる最初の記事が、下つて和銅8年(霊龜元年715)元日朝賀であることも参照すべきである。和銅4年(711)9月の「今宮垣未だ成らず、防守備らず」とか、和銅5年(712)正月の「諸国の役民郷に還るの日云々」という続日本紀の記事や三代実録元慶8年(884)5月29日条に引用されている和銅6年(713)11月の官宣などを参照すると、大極殿・朝堂の竣工は和銅5年(712)頃とすべきであろう。

聖武朝の平城宮

宮城の整備にともない、儀式における殿舎利用が多様化してくるのは聖武朝以後である(別表5参照)。元日饗宴に中宮と朝堂が併用され、前者では侍臣以上の宴が、後者ではその他の五位以上の饗が行われ、曲水宴(3月3日)騎射(5月5日)に多く松林苑が使われ、冬至宴に南苑が利用されるなど、天平期の平城宮殿舎利用には或る程度の定式化がみられるのである。

B 平城宮の中断

天平12年(740)10月九州に起つた広嗣の乱の最中、聖武天皇は突如関東出幸の勅を発して平城宮を去つた。伊賀・伊勢から美濃・近江と転じてその年の暮近く、右大臣橘諸兄の別業のある山背国恭仁郷に都城を造営する旨を詔した。これは明らかに広嗣の乱に影響されたものであり、同時にこれを契機に諸兄が勢力伸長をはかつたものであろう。天平12年(740)平城宮の大極殿と歩廊を壊して恭仁宮にもち運んだが、恭仁宮大極殿が竣工したのは、遷都3年目の天平15年(743)のことである。14年(742)8月には甲賀離宮が造営されたが、16年(744)2月難波に遷るまでこの地に都城が営まれた。この間の平城京の荒廃ぶりは万葉集にもみえているところである(1044~49)。天平17年5月、再び平城に還都するまで平城宮留守がおかれていたが、漸次留守官人の帯する官職と位階が低下していく。この時期の平城宮の地位と比重を物語るものとして興味深い。天平17年(745)5月、4年半ぶりに平城宮に還幸なつて中宮院を御在所とした。

C 平城還都とその復興(孝謙朝)

孝謙朝の宮城復興

還都後3年の天平20年(748)の元日饗宴に朝堂が使用されているところを見ると、朝堂一郭もこの頃にある程度復興されたらしい。しかし、恭仁遷都によつて、大極殿および歩廊がもち運ばれた事情を考慮すると、これが大極殿も含めた朝堂全域の完成であるか否かは疑わしい。大極殿は天平勝宝元年(749)7月の孝謙天皇即位にみえるから、この時には大極殿も出来上つていたものであろう。しかし、その後孝謙朝において大極殿が本来使用されるべき元日朝賀に一度もその用例がみあたらないのはどうしたわけであろうか。天平勝宝7年(755)・9年(757)の諒闇廢朝(宮子太皇太后・聖武太上天皇の崩御による)、5年(753)の廢朝(理由不明?)、大安殿において朝賀の行われた2年(750)、大宮改修中の天平宝字2年(758)を除く天平勝宝3年(751)・4年(752)・6年(754)・8年(756)の元日朝賀は全くその記事を欠いているのである。単にこれを続日本紀の記事の省略と解するよりは、のちにのべるように孝謙朝において全般的に殿舎利用が不安定なことを考慮に入れると、やはり異例の事態であり、宮城内復興が全体的に著しくたちおけていることの反映とすべきではなからうか。

* 大井重二郎『上代の帝都』昭19、福山敏男『大極殿の研究』昭31

大極殿出御を通例とする元日朝賀が大安殿で行われ（この大安殿と宝字9年（765）の西宮前殿が奈良時代を通じて元朝出御の場所が大極殿でない2つの例外である。別表5参照）、朝堂・内裏で行われるべき元日饗宴が中務南院で行われていること（勝宝5年）、さらに朝堂についてみても、これが常例の儀式、饗宴に用いられたことはなく、孝謙朝にみえる2例の朝堂は、新羅・渤海使など外国使節賜宴の場合である（勝宝4・6、同5・5）。続日本紀編者は外国使節を饗する場所として慣例的に朝堂と表現したもので、この特殊な用例をもつて、この時期に朝堂が整備されたものとするにはできないであろう。むしろ孝謙朝に集中的に大極殿南院（或は単に南院）という用語のみえていることに注目したいのである。これを朝堂域の別称とすれば完成した形の朝堂が存在しなかつたために、このような変則的な用語が生まれたものであろう。

孝謙朝において、このように殿舎利用が不安定であるのは何故か。孝謙天皇の即位には大極殿が使われているから、聖武末年には大極殿は完成をみたものであろう。ところがさきにのべたようにその後の元朝に大極殿は利用されず、勝宝2年（750）に大安殿で朝賀を受けていることからすれば、孝謙天皇は還都後聖武末年に改修した殿舎をそのままうけつがなかつたのではなからうか。また天皇の背後には太上天皇・皇太后がおり、中でも政治上の実権は光明皇太后—紫微中台（仲麻呂）が握っていたから、天皇の御所はむしろかつての東宮ではなかつたかとおもわれる。このような変則的事態が、孝謙朝の殿舎利用を不安定にした理由であろう。孝謙朝末年、仲麻呂の主導ではじめられる天平宝字の改修が、聖武太上崩御の翌年であることは上の事情を裏書きするものである。

復興遅延の事情

D 天平宝字年間の改修

いわゆる天平宝字の改修とは、続紀に2度にわたつてつぎのようにみえることを指す。*

- 1 勝宝9年（757）5月辛亥条「天皇（孝謙）田村宮に移御す、大宮を改修せんが為なり。」
- 2 宝字5年（761）10月己卯条「平城宮を改め作る為に、暫く近江国保良宮に移御す。」

1について。田村宮はいうまでもなく、仲麻呂の私宅田村第を、仮宮にしたたものである。当時仲麻呂は右大臣の兄豊成について大納言の地位にあり、皇太后宮—紫微中台の長官さらに中衛大将を兼任していた。前年（758）5月聖武太上崩じ、その遺詔によつて新田部親王の王子道祖王が皇太子の位についたが、仲麻呂はこの道祖王を9年（757）3月に至つて「身諒闇に居て志淫縦に在り、教勅を加うと雖も曾つて改め悔ゆることなし」との理由で廃し、直ちに以前から私宅（田村第）に住まわせていた舎人親王の王子大炊王を立太子させた。しかも田村宮に移つて半月後に、仲麻呂は内外諸兵事を掌握し、大臣に準ずる紫微内相の地位についた。やがてこれが橘奈良麻呂の乱を誘発し、豊成の排斥、孝謙天皇の譲位、大炊王の受禪即位となつて、仲麻呂の専断政治に道を拓いていくのである。大宮改修はこのようなあわただしい政情の中で行われた。この改修を主導したのもおそらく仲麻呂であり、彼が擁立した淳仁の立太子にとりなつて、孝謙へ奉仕したものと解されないであろうか。大宮は内裏を指すと考えられるから、この改修は朝堂には関係しないものであろう。また、改修という表現からすれば、新造ではなく既存殿舎の修理であつたと思われる。**

大宮改修

* 平城宮改造を伝える数少ない文献的徴証として、早くから重要視されているものである。しかし宮跡の発掘が進行するにしたがつて、文献には示されない宮内造営が確認されてきた現在、平城宮改作をこの

時期にのみ限定することはできない。（この点の詳細は第Ⅶ章にゆずる）

** 營繕令私第宅条の「營造」と「修理」を、集解古記は「新造」「旧造」と解している。

平城宮改作

2について。1が旧内裏の修理にとどまる程度のものに対し、この場合が「平城宮改作」と表現されるように、宮城内全域にわたる改造であることは、つぎのような諸事実によつても証明される。第1は、その時に東朝集殿が唐招提寺に移建されているから、*少くとも朝堂に関してはその全面的な改造が行われたことを推測させる。第2に、工事の開始は宝字4年(760)の後半と推定されるから、** 保良移幸にさきだつ4年(760)8月の小治田岡本宮の遷幸もこの時期の造営に関係したもので、諸国当年の調庸を便宜上、小治田宮に収納するように命じていることからすれば、諸官衙にも及ぶ規模の大きなものであつたことが推定される。工事が宝字4年(760)後半に始められているとすれば、光明皇太后の崩御直後にかかり、先の内裏修理が聖武太上の崩御の翌年におこなわれたこととあわせて、興味深いことである。

仲麻呂の発議にもとづく宝字年間の改修は、孝謙朝に造営の著しくおこなわれていた宮城内を、ほとんど根本的に改造し直したものである。宝字7年(763)の元日受朝に大極殿が使われているから、少くとも大極殿・朝堂は6年中には完成をみたものであろう。同年(762)5月、高野天皇と淳仁天皇は宮内造営のため遷御していた保良離宮から平城に還つているが、これは工事の終了を待つて行われたものではない。この事情を続日本紀は伝えて、「高野天皇、帝と隙有り、是に於て車駕平城宮に遷る」(宝字6・5)としている。帝(淳仁天皇)は中宮院に、高野天皇は法華寺に入つて各々御在所とした。間断をおかず高野天皇は、朝堂に五位以上の官人を喚集して、別宮すなわち法華寺に居なければならぬ特別な事情を説明して、政治の大権(国家の大事・賞罰)は自分が握り、つねの小事のみ帝が行えばよいという異常事態を宣言した(宝字6・6)。法華寺は周知の如く光明皇后の宮寺であり、2年前の宝字4年末には、光明皇太后御願にかかる阿弥陀浄土院が、寺内西南角に華麗な装いをこらして建てられていた。***

平城遷都の時には、大極殿・朝堂など中心建物の大部分は、完成されていたであろうが、諸官衙群の造営はなお終らなかつたであろう。高野天皇と淳仁天皇の対立事態は、ついに解消されることなく、2年後の宝字8年(764)9月、高野天皇はまず淳仁天皇と結ぶ仲麻呂を追放し、翌月中宮院に淳仁天皇を囲んで廢位させ、みづから重祚して帝位についた。高野天皇がその期間中法華寺に留まつたと推定される点は後述する。****

E 称 徳 朝

保良宮遷御中、高野天皇の信任をうるようになった内道場の僧道鏡は、仲麻呂が失脚するや直ちに大臣禪師の位につき、翌年には治部省の印の代りに道鏡の印を用いることによつて教界の支配権を握り、ついで太政大臣禪師に任ぜられて僧俗両界の最高位についた。天平神護元年(765)寺院以外の墾田私有を全面的に禁止するなど僧侶の勢力によつて貴族の立場を圧倒した。

この時期の殿舎のあらわれ方は、前後にその類をみない特異なものである。内裏関係については

* 浅野清「平城宮朝集殿の復原」(『大極殿の研究』昭32)

** ①東朝集殿施入時期は、移建別当文屋真人智努の出家(僧名・浄三)年時からして、天平宝字4年6月から5年正月の間である(続紀)②当時造営中であつた法華寺阿弥陀浄土院の造寺料施入物中、内裏および坤宮官からの施入が天平宝字4年5月乃至7

月以後なくなる。(福山敏男『日本建築史の研究』p. 219)

*** 福山敏男前掲書 p. 207

****: 或は今少し早く、宮城内に入つたのではないかと考えられるが、天平宝字の改修が、淳仁——仲麻呂の線ですすめられたものであることから考えて無理であろう。

称徳朝の内裏

東院・東内・西宮がみえ、神護3年(767)4月には、瑠璃瓦を葺いた東院玉殿が竣工している。東院が表向きの儀式に利用されるのに対して、西宮は天皇の居所としての私的な場所である。東院・西宮は、文字通り宮城内の東あるいは西に位置するものであろうが、これが以前の内裏と事実上連続するのか、或は全く別のものなのかは、なお慎重な検討を必要とする(第Ⅶ章参照)。

F 光仁・桓武朝

称徳天皇が崩御すると、皇嗣が定まっていなかつたので、藤原百川は永手や良継とはかつて、天智の孫にあたる白壁王の立太子を強行し、やがてこれを即位させた(光仁天皇)。道鏡は称徳天皇の崩御まもなく、造下野薬師寺別当に追放された。光仁・桓武朝は官制の整理と農民負担の緩和策に示されるように、律令制の全般的な再建を目指しているところにその特色がある。^{*}しかしそれは以前の律令制そのままの再興ではなくその縮少版である。

この時期の殿舎利用は、別表5にみる如く全体的にきわめて安定している。元日饗宴に内裏、前殿、朝堂が使われていることは、天平期の場合と同じである。元日朝賀の大極殿出御が宝亀5年～8年(774～777)をのぞいて一般的にみられるほか、節宴・儀式が常例化し、それぞれに使う場所が定まってくる。延暦元年(782)4月、「今は宮室居に堪え、服翫用いるに足る(中略)。宜しく造宮・勅旨の二省を罷むべし」(統紀)と詔されていることによつても、宮城の安定した状態を推察することができる。

安定した殿舎利用

ところがこの詔の発せられた翌々年(784)、突然平城京は廃され、山背国乙訓郡長岡に都城が造営されに至つたのである。宝亀10年(779)、光仁・桓武両天皇の推戴に尽力した藤原百川が薨すると、その遺功により弟の田磨は大納言からさらに右大臣にすすみ、甥の種継は一躍従三位に特進し、中納言に昇官した。このような藤原式家の優勢は、藤原氏内部のあつれきを招き、さらには大伴・佐伯など旧氏族との対立をひきおこした。一方にまた前代、ことに道鏡の政権以来、実力を蓄えてきた平城京内諸大寺の勢力にも、あなとりがたいものがあつた。

長岡遷都

このような政情の中で、種継はみずから造宮使長官になり、山背北部の豪族秦氏の財力に依存して長岡遷都を強行したのである。^{**}かくして7代70余年つづいた平城宮の歴史も終りをつげた。

延暦10年(791)2月、越前・丹波・播磨・美作・備前・阿波・伊豫の諸国に命じて、平城宮の諸門を長岡宮に移建させた。延暦11年(792)、諸衛府に平城旧宮を守らせているところをみると(紀略)、長岡移幸後も平城宮城内の建物は、全面的に移建乃至破壊されたものではなかつたのであろう。

G 平城上皇と平城宮

平城宮が内裏乃至宮城として再び史上に姿をみせるのは、平城上皇の時である。上皇は大和4年(809)末平城宮に行幸し、この地を御在所とした。これよりさき同年4月に、平城天皇は病気を理由に皇太弟(嵯峨天皇)に譲位した。この譲位はしかし、前々年の平城天皇の弟、伊予親王の謀反事件に関係があり、さらにその背景には藤原北家と式家・南家の対立が存していた。

平城遷都

上皇が移幸された大和4年末には、まだ平城宮の宮殿はできていなかつたらしく、仮りに故右大臣大中臣清麻呂の家を御所とした。直ちに摂津・伊賀・近江・播磨・紀伊・阿波などの米稻を造平

^{*} 宝亀11・3, 延暦元・4(造宮・勅旨2省以下の廃止)など ^{**} 喜田貞吉『帝都』p. 227

城宮料に充て、畿内諸国の工および夫2500人を雇つて造営を開始しているから、この再建は相当な規模の工事であつたと考えられる。翌弘仁元年(810)に入り造営はかなりの進捗をみた(紀略)。この年9月、長岡京遷都の主唱者で遷都の翌年暗殺された種継の子、仲成および薬子は、勢力挽回をはかつて平城上皇をうごかし、上皇の復位をすすめたが、嵯峨天皇側の機敏な処置によつて不成功におわつた。太上天皇は川口道をとつて東国に入る計画であつたが、嵯峨側の兵力にさえぎられて、平城宮にもどり、剃髪入道した(後紀)。

薬子の変

その後も平城宮には諸衛官人がつめていたが、彼等は宿衛を勤めず(類聚国史・紀略弘仁2・7)、太上天皇は弘仁14年(823)に至り、平城宮諸司を停止する旨を伝えた(類聚国史・紀略弘仁14・4)。天長元年(824)7月太上天皇崩ずるに及んで事実上平城宮は終焉した(類聚国史・紀略同年同月)。

類聚符宣抄(第六雑例)は天長2年(825)のものとして、「平城西宮事」を載せているがそれによると平城太上の親王等に意に任せて西宮を使うことを許している。この西宮が、以前の称徳朝の西宮と同じものか否かは、にわかには断定できない(第Ⅶ章参照)。

承和2年(835)には、平城旧宮水陸地40余町を、平城第3子高岳親王に賜わつているから(紀略)、10年後には宮城内の一部も田畝にやつてしまつたのであろう。翌年には平城京内空閑地230町を、太皇太后朱雀院にあてている。くだつて貞観2年(860)には、京中水田55町余を不退・超昇両寺に施捨したことが三代実録にみえ(同年10)、当時の平城京の状況を大和国司は「延暦7年長岡に遷都、その後77年、都城の道路変じて田畝となる。内蔵寮田160町、その外私竊の墾開田往々数あり」と伝えているほどである(三代実録貞観6・11)。

2 遺跡の現状

平城宮の地形

平城宮跡は、北に奈良山歌姫丘陵、東に春日高円の諸峯、西に矢田山をひかえた大和盆地の北端にあつて、北から南にゆるやかに傾斜する、よく解析された台地の周辺部にあたり、その東および南は佐保川、西は秋篠川で境される。宮跡は現在奈良市佐紀町に属し、佐紀集落を北端とする方約1kmの地域を占めている。この地は成務、日葉酢姫2陵を中心とした楕円古墳群の東につらなる丘陵が南東に張り出した台地部と、西から南東にかけてのひろい平坦部からなつており、現在その大半は水田となつている。この水田の畦畔や道路をたどれば、平城宮跡に接する東西の一坊大路や南限の二条大路の痕跡が整然と見られ、これにより宮の東・南・西の境界はきわめて明確に指摘することができる(PL.1)。宮跡内部の水田の形状からも宮内の区劃の大略を知ることができるが、これとともに主要な場所には多くの土壇、土塁が遺存していて、宮内の各宮殿、官衙の位置をも推測することをたすけている。これらの事実から早く明治40年に関野貞の復原的考察がなされ*、今日の平城宮跡保存の基礎がきざされたのであるが、いま一度これを跡づけてみたい。

中央部の現状

平城宮跡の中央正面、朱雀大路と二条大路の交点にあたる地点に、今は用水池が穿たれ、その北岸に朱雀門が予想されるが、瓦の出土を知るのみで、地上には何らの遺構がみられない。宮跡中央部は小字荒池で、平城宮中軸線上を南北に通る小径があり、それを中心にして東西約215mの地割りがあり、南北約530mつらなつている。この中軸線に对称に、東側には南北150mにわたつて一線に土壇が並び、西側にもほぼ同じ幅の南北に細長い田がつらなつて、ここにもかつて同様な土

* 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要 工科3)明40

壇があつたことを示している。関野はこれらの土壇から、東西に相対して並ぶ殿堂を想像し、この位置が宮域南部にあり、また平安宮豊楽院に似た配置であることから、この一郭を南苑跡と推定した。この荒池以北は小字東大宮で、二条大路の北縁から 530 m へだたつた位置で、地割りを示す両側の畔は東西幅 180 m にせばまり、この幅で東大宮地区の北端まで 280 m ほどつらなつている。この畔は東で特に顕著な土塁となつている。東大宮地区北半は南半より 2m ほど高くなつた台状の地形となつており、東大宮から北の寺前にかけての宮域中央部を、関野はその高燥な地形から、内裏と推定した。

この中央の荒池・東大宮地区の東側に、幅 70 m の小字分田地区をへだてて、現在国有地となつて

東部の現状

いる神明野地区がある。この地は東西の幅が 185 m で、その中央線上、二条大路北縁より 120 m に 1 土壇があり、さらに北 130 m で今一つの土壇がある。関野はこの南のものが平安宮の応天門に、北のものが会昌門にあると推定した。これより北の神明野地区には、10カ所の土壇がならび、その北で一段高くなつた地域の中央に高さ 2m をこえる「大黒の芝」または「大黒殿」とよばれる大きな土壇がある。これらは十二堂と大極殿の遺構であるとして、平城宮朝堂院跡と推定された。なおこの地区には、十二堂の外郭北半部に土塁があり、大黒の芝の東西および北に小土壇が遺存しているが、関野はこれを東西楼、および平安宮の小安殿にあたる後殿とした。大極殿周辺地区の一部では、大正13年の平城宮跡保存準備工事による周濠開鑿に伴つて遺構が発見され、大極殿周囲の回廊雨落溝が発掘されて、関野の推定を裏付けた。*この朝堂院跡北方の柵木地区は、東大宮北半と同じく 1.5 m ほど高まつた地で、その西側には土塁が残っている。この柵木やその北の松本の両地区は、地形上からは他になんの遺構も予測できないが、宮内に占める位置から、関野はこれを東院の地に比定した。柵木地区の東西では、同様大正13年の工事で数個の礎石が発見されている。

西部の現状

これらの土壇や土塁および畦畔から知られる顕著な 2 群の遺構に対して明確な遺構の指摘できない広い地域が西方にある。その西端の通称一条通りの南の一劃は、「大り宮」とよばれ、称徳天皇の西宮に関連があると推定されるが、この地区には旧一坊大路に接して、二条町の「弘法井戸」から南100 m の地点に、1 土壇がみられる他は、目立つた遺構はない。この土壇は宮門の一つと考えられる。ところがこの地域も畦畔によると、西縁には幅 120 m の田が南北につらなり、東縁の地域とも似た地割りであることが知られる。このことは朝堂院、内裏をめぐる官衙地域の地割りの名残りを示すものと考えられよう。

このほか 2 箇所に対する顕著な土壇が、宮域の東南隅の一劃にみられるが、後述するようにこの附近が太政官院の跡と推定されるので、これに関連ある遺構であろう。また宮域東縁の小字柵木と小字石田の中央に、2 枚の田が南北に細長くつながつた地割りがある。この細長く連続する 2 枚の田は、北の水上市に連らなつており、その東側の田から昭和 3 年に玉石積みの溝が発見された。** この地割りは、東側地区の官衙の区割りを示すものとして、重要な意味をもつ。

また宮域の西南の隅に、小字谷田とよばれる秋篠川の氾濫痕跡を示す地形がある。この一部の金池の地を、関野は「西南の池亭」にあてた。この付近で周辺より一段低くなつた現在の地形は、宮の廃絶後の氾濫で、その部分の遺構が削られた可能性のあることを示している。

このほか宮域の中央西北に古くからある御前池の中には、土塁状の地形が残っているが、これが

* 上田三平『史蹟名勝調査報告』(史蹟調査報告 2) 昭 10

** 岸熊吉「平城宮遺溝及遺物の調査報告」(奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告 12) 昭 9

東に断続的につらなる状況は、喜田貞吉によつて平城宮の北限を示すものと指摘されている。*また御前池の堤防には、造り出しをもつた10数個の凝灰岩製礎石が存在することも、周知の事柄である。このほか宮城内各所に凝灰岩切石が整然とならんでいることを、耕作者が伝えているが、佐紀池と道路をへだてた南側で、東大宮に西接した未指定地内の田から、大きな凝灰岩切石が掘り出されたことなどは、そのなかでも顕著なものである。また佐紀池・二条町集落の中央を南北に流れる小川と、通称一条通りとの交点からも、地覆石状のものが地下約2mから発見された。

現状と遺構
の関連

現状で知られる平城宮の遺跡は以上のものであつて、今回発掘された諸遺構は全く地形上からは予測できないものであつた。ところが大極殿周辺の一郭では、発掘調査によつて発見された遺構と現状が示す地形とは、かなり密接な関連があることがわかつた。例えば、柵木地区西辺の土塁は大正13年の発掘でしられた礎石列の延長に当つており、昭和35年の発掘で、この礎石列のある土塁は築地回廊を構成するものと考えられるに至つた。その結果、方約170mの回廊が柵木地区を取囲むように廻つて、ここが内裏であることが判つてきた。また大極殿前面では、旧回廊の規模をそのまま伝える形状で、土壇が屈曲している点も、昭和30年の発掘によつて確かめられた。これは現状で認められる地形と遺構の関連を、等閑視しえないことを教えたものであるが、実はそれだけ平城宮跡が現在までよく保存されていることを示している。したがつて宮城内で前述のように推測される各地区の遺跡からも、発掘調査による重要遺構の検出は、十分に期待できるといえる。

* 喜田貞吉「平城京及大内裏考評論」(歴史地理12—5)明41